

振動規制法に基づく地域の指定及び規制基準の設定

平成24年4月1日

塩竈市告示第99号

振動規制法（昭和51年法律第64号）第3条第1項の規定により指定する地域及び同法第4条第1項の規定による規制基準を次のとおり定め、平成24年4月1日から施行する。

1 振動規制の指定地域

塩竈市の区域のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する用途地域（工業専用地域を除く。）

2 振動の規制基準

時間の区分及び区域の区分ごとの振動規制基準は、次の表のとおりとする。ただし、同表に掲げる区域内に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における基準は、同表に定める値からそれぞれ5デシベルを減じた値とする。

時間の区分 地域の区分	昼間（午前8時から午後7時まで）	夜間（午後7時から翌日の午前8時まで）
第1種区域	60デシベル	55デシベル
第2種区域	65デシベル	60デシベル

備考

- 1 第一種区域とは、都市計画法第8条第1項第1号の規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域とする。
- 2 第二種区域とは、都市計画法第8条第1項第1号の近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とする。